

食安基発 1105 第 1 号

平成 26 年 11 月 5 日

内閣府

食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成 26 年 11 月 14 日付け府食第 45 号により提出依頼のありました過酢酸製剤及び構成成分の食品健康影響評価に係る補足資料につきまして、別紙のとおり提出いたします。



過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸
及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に係る補足資料

厚生労働省

平成26年11月

目次

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸
及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に係る補足資料

○平成26年1月14日付け府食第45号の補足資料の提出依頼について

I 補足資料1について 1

II 補足資料2について 1

[別添] 食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

(府食第45号, 平成26年1月14日)

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸
及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に係る補足資料

平成26年1月14日付け府食第45号(別添)により依頼のあった標記については、以下のとおりである。

I 補足資料1について

【補足資料1】

以下の資料を提出すること。

Gaou I. (2003), "13-Week toxicity study by oral route (gavage) in rats", CITOX Evreux, France, Study no. 22962 TCR(「過酢酸製剤の規格・基準設定並びに構成成分の食品添加物指定要請添付資料概要」(株式会社ピーズガード、平成25年(2013年)11月)の引用文献No. 36(OECD SIDS Dossier/Peracetic acid OECD HPV Chemical Programme, SIDS Dossier, approved at SIAM26 (2008a))において引用されている資料)

【回答】

提出依頼の資料について、非公表の資料であり、引用した評価機関等への提供を依頼したが当該試験成績を得ることはできなかった。

II 補足資料2について

【補足資料2】

上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。

【回答】

該当事項なし。



別添

府 食 第 4 5 号
平成26年1月14日

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成25年11月20日付け厚生労働省発食安第1120第3号をもって貴省から当委員会に意見を求められた過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤に係る食品健康影響評価について、平成25年12月25日開催の食品安全委員会添加物専門調査会（第125回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、平成27年1月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成27年1月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	以下の資料を提出すること。 Gaou I. (2003), "13-Week toxicity study by oral route (gavage) in rats", CITOX Evreux, France, Study no. 22962 TCR (「過酢酸製剤の規格・基準設定並びに構成成分の食品添加物指定要請添付資料概要」(株式会社ピーズガード、平成25年(2013年)11月)の引用文献 No. 36 (OECD SIDS Dossier/Peracetic acid OECD HPV Chemical Programme, SIDS Dossier, approved at SIAM26 (2008a)) において引用されている資料)	過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の安全性評価に必要であるため。
2	上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上